

平成28年7月定例教育委員会会議録

(1) 開会及び閉会に関する事項

平成28年7月26日(火)

三好市教育委員会 1F 中会議室

開会 午後14時00分

閉会 午後14時35分

(2) 出席委員の氏名

委員長	前川 順子	委員長職務代理者	谷 敏司
委員	新久保 由美子	委員	大北 慶子
教育長	倉本 淳一		

(3) 委員を除くほか、議場に出席した者の氏名

▼出席職員

教育次長	松丸 忠仁
学校教育課長	梶芳 青児
生涯学習・スポーツ振興課長	安宅 広樹
文化財課長	加藤 昌子
教育指導主事	川人 正恭
池田学校給食センター所長	西村 陽子

(4) 傍聴人

▼傍聴人

0名

◆前川委員長

ただいまの出席委員は5名であります。定足数を満たしておりますので、ただいまから平成28年三好市教育委員会7月定例委員会を開催したいと思います。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布いたしました議事日程の通りでございます。

(5) 議事録署名者の指名

谷 敏司委員

◆前川委員長

初めに議事録署名者を決定いたします。議事録署名者は例月通り、谷委員さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして報告事項に入ります。最初に教育長から諸般の報告をお願いします。

(6) 報告事項

◆倉本教育長

それでは、事業報告をいたします。主なものだけ説明させていただきます。

まず、6月30日、中央公民館でいじめ対策連絡協議会を開催し、会長には池田中学校の竹内明裕校長先生、副会長に青少年育成センターの渡邊英典副所長を選任し、三好市いじめ防止基本方針の確認

や平成 27 年度の三好市のいじめの状況等の報告を行い、質疑応答や情報交換を行いました。そのなかで、三好市でもいじめの認知件数が急増しているのは、昨年、岩手県矢巾中学校 2 年生の自殺により、どんな些細なものでもいじめの認知件数として報告することになったためと説明いたしました。

7 月 5 日には学校給食センターで本年度第 1 回の学校給食運営委員会を開催し、会長に辻小学校の石井一次校長先生、副会長には市議会議員の千葉清春文教厚生委員長を選任しました。昨年度の事業報告と本年度の事業計画を承認し、協議の中では、委員から給食担当者会議の設置の要望がありました。

同じく 7 月 5 日に学校支援ボランティア運営協議会を開催し、会長には井川校区の吉岡弘恵コーディネーター、副会長に三野校区の原田美生コーディネーターを再任しました。本年度の事業計画等の審議の後、元青年海外協力隊員の渡邊知宏さんから、アフリカのタンザニアの社会や文化について講演がありました。

7 月 6 日に校長会を開催いたしました。5 月に実施しました市教委の学校訪問や県教委との学校長ヒアリングの実施を通して、留意点等の指摘や指導を行いました。特に学校要覧の改訂や三野中学校の無言清掃の取組み等について紹介をいたしました。

7 月 10 日に中学生の海外留学生の選考審査を実施しました。作文、面接、英会話等の審査から厳正かつ慎重に選考し、3 名の候補者を決定しました。

7 月 12 日にはエドバイザー連絡協議会を実施し、巡回実施の報告と各学校が抱える課題等について意見交換を行いました。そのなかで、スマホ対策の悩みが各学校とも年々大きな課題となっているようです。

7 月 13 日には、このたび井川町の今宮神社の本殿、拝殿、神門及び瑞垣の 3 件が国の登録有形文化財に登録されましたので、その認証の伝達式に参りました。

7 月 20 日、池田高校の女子ハンドボール部、レスリング部、登山部が全国大会に出場することになり、市長への表敬訪問がありましたので同席いたしました。

また、7 月 21 日には、第 3 回の三好教育みらい塾を開催し、一般社団法人「そらの郷」の事務局次長である出尾宏二さんから、西阿波観光圏の現在の取組み状況等について講義を受けました。今回の参加者は事務局職員を含めて 21 名でした。

報告は以上です。

続きまして行事予定ですが、8 月の主な行事は欄外へ記載の通りになっております。特に、8 月 18 日の教育委員会研修会につきましては、ご出席をお願いできればと思います。

なお、8 月の定例教育委員会は、23 日（火）14：00 を予定しております。各委員さんのご都合をお聞きいただければと思います。以上、よろしく願いいたします。

◆前川委員長

ただいまの報告事項について質疑等ございませんか。

◆新久保委員

海外留学の 3 名決まったと言っていました、何名の応募があったのですか。

◆梶芳課長

11 名の応募があり、事前に 1 名辞退がありましたので、10 名の中から選ばせていただきました。

◆前川委員長

ほとんど池田中学校からの応募ですか。

◆倉本教育長

いろいろな学校から申し込みがありました。東祖谷中学校、池田中学校、三野中学校の 3 校です。

◆谷委員

審査はどのような基準で行ったのですか。

◆倉本教育長

審査は事前に作文を書いていたのと、当日も作文を書いてもらいました。そして、5 人の面接官と ALT の先生に 1 人補助員としてついてもらい、日本語の面接と、英語の面接を行いました。

英語の面接は ALT の先生と池田小学校の藤本先生、王地小学校の渡邊校長先生、国際交流協会の松端会長さんに審査をしていただきました。

◆谷委員

面接時間は5分くらいですか。

◆倉本教育長

10分です。

◆前川委員長

他に質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川委員長

来月の定例会の日程もよろしいでしょうか。

◆委員一同

はい。

◆前川委員長

続きまして、“三好市幼小中運動会の日程について” 報告をお願いします。

◆梶芳課長

三好市の幼小中の運動会の日程についてですが、3 ページに地域ごとの開催日を中心に作成したスケジュールです。出席者については後ほどご相談したいと思います。

9月11日が最初です。

◆前川委員長

出席者については後で相談ということで、ただいまの報告について何か質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川委員長

続いて、“平成 28 年度三好市いじめ問題対策連絡協議会委員について”、“平成 28 年度三好市奨学生選考委員会委員について”、“平成 28 年度三好市学校給食運営委員会について” の報告をお願いします。

◆梶芳課長

4 ページをお願いします。

“平成 28 年度三好市いじめ問題対策連絡協議会委員について” ご説明いたします。三好市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 2 条及びいじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項の規定に基づき、三好市いじめ問題対策連絡協議会を置くとなっております。委員 20 人以内をもって組織する。また、①いじめの防止等に関係する団体に属する者、②関係行政機関の職員、③前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者となっております。また委員の任期は、2 年となっております。

5 ページをお願いします。

次に“平成 28 年度三好市奨学生選考委員会委員について” ご説明いたします。三好市奨学金条例第 11 条の規定に基づき、奨学金の貸与の決定に関する基準、奨学金の貸与及び奨学金の返還の免除について審査するため、三好市奨学生選考委員会を置くとなっております。委員 15 人以内をもって組織する。また、①市議会議員、②教育長、③教育委員、④市立中学校長、⑤学識経験者となっております。委員の任期は、2 年となっております。

6 ページをお願いします。

最後に“三好市学校給食運営委員会委員について” ご説明いたします。三好市立学校給食センター及び調理場設置条例第 6 条 給食施設には、その運営を適正かつ円滑に実施するため、三好市立学校給食運営委員会を置くとなっております。また三好市立学校給食運営委員会規則第 6 条により①関係学校長代表、②関係学校 PTA 代表、③市議会議員代表、④三好保健所長、⑤校医代表、⑥学校薬剤師

代表⑦その他教育委員会が必要と認めるものとなっております。委員の定数は、20人以内とし、その任期は、1年となっております。以上よろしく申し上げます。

◆前川委員長

ただいまの報告に関して何か質疑等ございませんか。

◆新久保委員

学校給食運営委員会名簿の井川中学校長の名前の漢字が間違っています。

◆梶芳課長

訂正させていただきます。

◆前川委員長

他にありませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川委員長

それでは“平成28年度三好市いじめ問題対策連絡協議会委員について”、“平成28年度三好市奨学生選考委員会委員について”、“平成28年度三好市学校給食運営委員会について”は承認いたします。

続いて、“平成28年度就学援助費対象者について”報告をお願いします。

◆梶芳課長

別紙の資料をお願いします。7月中に1件申請がありました。準要保護の基準外ということで却下ということをご報告させていただきます。

資料をご覧ください。認定における判断基準でございますが、所得月額の基準値が1.3倍以下の場合には認定、1.5倍以上の場合にはどのような条件でも却下ということで、1.3～1.5の場合は資料にありますように初めての申請から2年以内の場合には認定、ひとり親、障害者のいる世帯は認定となっております。以上よろしく申し上げます。

◆前川委員長

ただいまの報告につきまして質疑等ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川委員長

“平成28年度就学援助費対象者について”は承認いたします。

(7) 承認事項

◆前川委員長

続いて承認事項に入ります。“平成28年6月定例会議事録の承認について”を議題といたします。事前に送っていただいておりますが、変更点等ございませんか。

(議事録修正のため省略)

◆前川委員長

議事録につきましては、以上の変更で承認をお願いいたします。

(8) 議案

第12号 三好市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

第13号 三好市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する規定について

◆前川委員長

続いて議案審議に入ります。議案第12号“三好市社会体育施設条例の一部を改正する条例につい

て”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆安宅課長

議案第 12 号“三好市社会体育施設条例の一部を改正する条例について”です。この議案につきましては三好市議会 9 月定例会におきまして議決され最終的に決定されますので案として説明をさせていただきます。資料の 8 ページをお願いします。主な改正点としましては池田第一中学校の解体に伴う削除、平成 25 年度から三野町に整備してある三野健康防災公園の設置に伴う追加でございます。この表におきまして、左が改正前、右が改正後を掲載しております。なお下線部分が改正点となっております。この表におきまして、改正点ございますが、第 2 条の名称及び位置、第 4 条の開館時間及び休館日、第 11 条の使用料等につきまして、改正を行っております。9 ページをお願いします。一番上に書いてある“三好市池田一中武道場”が削除で、右の改正後をみていただくと削除しております。改正後の 2 つ下に“三好市三野健康防災公園”を設置に伴う追加をしています。続いて、別表第 2 の“三好市池田一中武道場”も改正後をみていただくと削除しております。また 2 つ下に“三野健康防災公園”も設置ということで追加させていただいています。開館時間ですが、午前 8 時から午後 6 時までとしています。休館日は 12 月 29 日から 1 月 3 日までと使用に不相当と認める日としています。続いて別表 3 ですが、“三好市池田一中武道場”は削除とさせていただいております。続きまして 10 ページをお願いします。改正後の方に三好市三野健康防災公園の使用区分、使用料を追加してあります。三好市では社会体育施設の使用料は非営利目的と営利目的の 2 つの項目で設定をされております。まず、パークゴルフ場ですが 18 ホールあります。非営利目的については大人 1 人につき 100 円、中学生以下は半額としております。営利目的については大人 1 人につき 200 円、中学生以下は半額としております。続きまして、サッカー場は 1 面につき非営利目的については 1 時間につき 620 円、営利目的については 1 時間につき 1,230 円です。陸上競技場は非営利目的については 1 時間につき 620 円、営利目的については 1 時間につき 1,230 円です。最後に多目的グラウンドですが、全面使用とし、非営利目的については 1 時間につき 820 円、営利目的については 1,650 円、ただし、グラウンドの 2 分の 1 以下を使用する場合は、全面使用の使用料に 2 分の 1 を乗じた額となっております。ただ、多目的グラウンドですが平成 26 年度に策定されました、徳島県西部健康防災公園の基本構想につきまして平成 27 年度から美馬市と三好市の境界付近に位置する美馬野外交流の郷（四国三郎の郷）、美馬市吉野川河畔ふれあい広場、そして三好市三野防災公園を含めました区域を一体として西部健康防災公園と位置づけ、平時における県民の方の健康づくりと南海トラフ巨大地震の災害発生時における沿岸地域への後方支援機能を備えた広域防災拠点としてリバーシブルな公園として整備をしています。その整備の中で三好市の多目的広場ですが、自衛隊の活動スペースとして利用を想定しており、徳島県が美馬市の高瀬ライナーの連絡道の整備で残土が発生するというので、多目的広場へ残土をもってくるということで、多目的グラウンドに関しましては、完成が平成 28 年度末となる予定です。それに伴い附則として“この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表 3 の改正規定中多目的グラウンドに関する部分は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。”とさせていただいております。以上です。よろしくをお願いします。

◆前川委員長

ただいま関係部局から説明がありましたが、質疑等ございませんか。

◆新久保委員

使用時間が他は 10 時までですが三野健康防災公園は 6 時までとなっております。それはどうしてですか。

◆安宅課長

照明がついていないためです。

◆前川委員長

三野健康防災公園の開館時間が午前 8 時から午後 6 時までですが、1 年中その時間ですか。

◆安宅課長

そうです。

◆前川委員長

他にございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川委員長

それでは本案について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川委員長

異議なしと認めます。よって議案第 12 号“三好市社会体育施設条例の一部を改正する条例について”は原案どおり決定されました。

続いて、議案第 13 号“三好市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する規定について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いします。

◆梶芳課長

11 ページをお願いします。

三好市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程についてでございます。13 ページ別表(第 5 条関係)5 に消防団員との兼職に係る職務免除の承認を新たに加えております。勤務時間中に火災等が発生した場合は所属職員においては課長、課長においては次長専決により職務が免除されるようになります。以上です。よろしくをお願いします。なお、附則として“この規定は、平成 28 年 10 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する”となっております。

◆前川委員長

ただいま関係部局から説明がありましたが、質疑等ございませんか。

◆谷委員

平成 28 年から施行で平成 27 年にさかのぼって適用ということでもいいですか。

◆梶芳課長

はい。

◆前川委員長

他にございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川委員長

それでは本案について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

◆委員一同

ありません。

◆前川委員長

異議なしと認めます。よって、議案第 13 号“三好市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する規定について”は原案どおり決定されました。

本日の議事は以上で終わりました。これで平成 28 年 7 月定例会を終わります。お疲れさまでした。

以上